

陸前高田市再犯防止推進計画 (素案)

令和7年 月
陸前高田市

目 次

	ページ数
計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
再犯防止を取り巻く現状	3
1 市内の刑法犯検挙数等の推移	3
2 全国刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率	3
具体的な取組み	4
1 就労・住居の確保	4
2 福祉サービス等の利用促進	4
3 非行防止の促進	4
4 防犯・再犯防止の推進	5
推進体制	6
1 関係機関・団体等との連携・協力	6
2 取組状況の確認と社会情勢の変化への対応	6

計画の概要

1 計画の目的

犯罪や非行をした人の中には、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えた結果、社会に復帰することができず、再び犯罪を行ってしまうことがあります。

本計画は、犯罪や非行をした人たちが社会的に孤立することなく、社会復帰できるよう、環境を整えることにより、再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的に策定します。

2 計画の位置付け

（１）法令の根拠

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に基づく、市の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

（参考）再犯の防止等の推進に関する法律

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

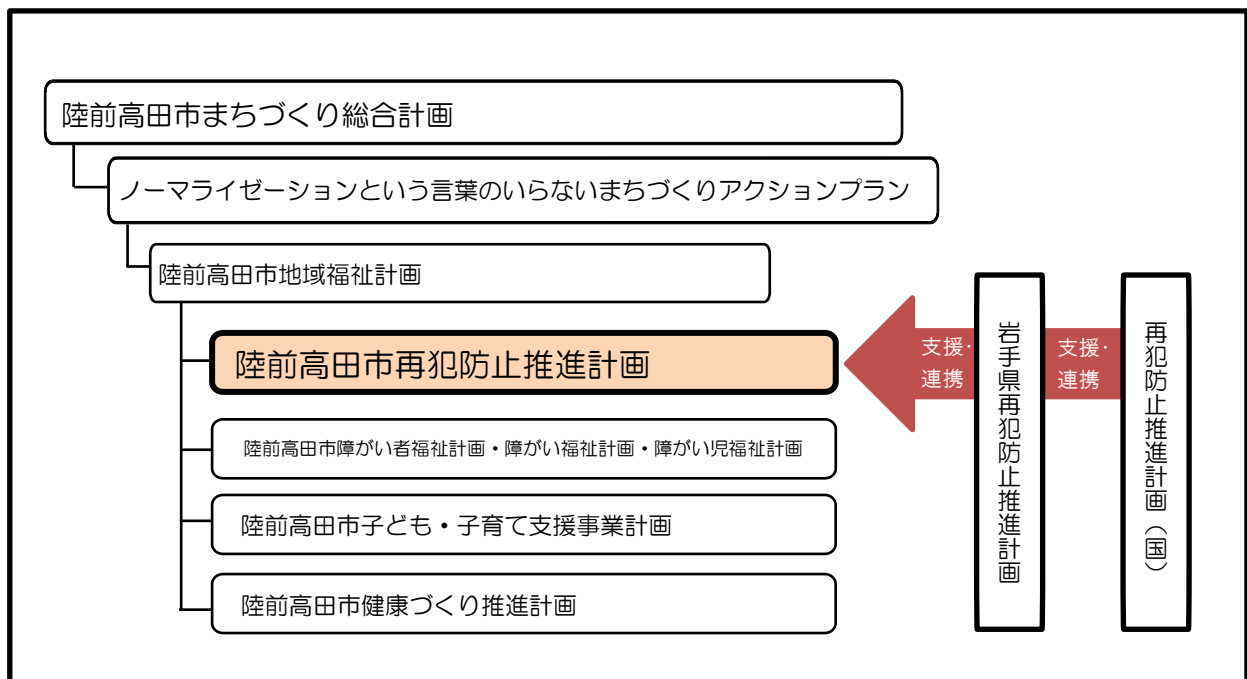
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（２）各種計画との関係

本計画は、陸前高田市まちづくり総合計画、「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプラン」を上位計画とし、地域福祉計画や他の保健福祉分野の個別計画と整合性を図りながら、本市における再犯防止施策を推進するための計画です。

また、国の再犯防止推進計画及び岩手県再犯防止推進計画におけるそれぞれの役割を踏まえて、国、県、関係団体等と連携を図りながら、この計画を推進します。

【各種計画との関係イメージ】



3 計画期間

陸前高田市再犯防止推進計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

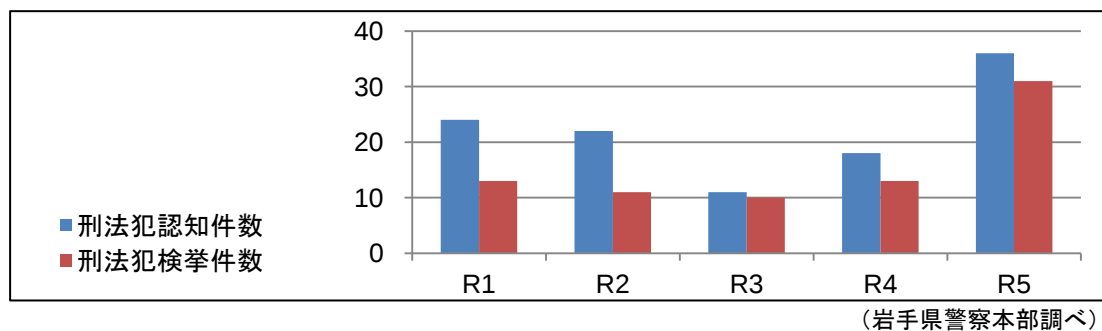
なお、再犯防止推進法等の改正など、社会経済情勢が変わった場合には、随時必要な見直しを行うものとします。

再犯防止を取り巻く現状

1 市内の刑法犯認知件数等の推移

市内の刑法犯認知件数は、令和4年度まで横ばいでしたが、令和5年度に大きく増加しております。

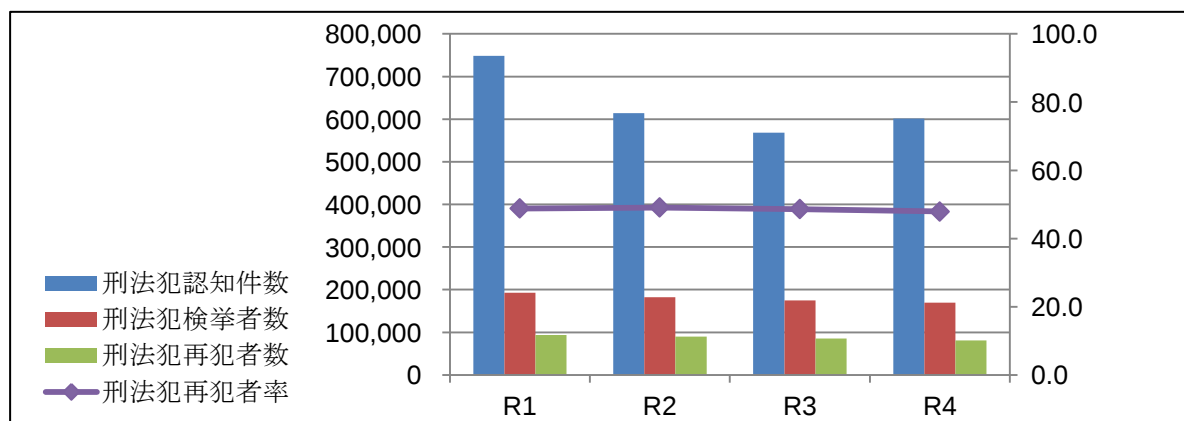
	R1	R2	R3	R4	R5
刑法犯認知件数（件）	24	22	11	18	36
刑法犯検挙件数（件）	13	11	10	13	31



2 全国刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の刑法犯の認知件数と検挙者数は共に減少傾向ですが、再犯者率は横ばいとなっています。

	R1	R2	R3	R4
刑法犯認知件数（件）	748,559	614,231	568,104	601,331
刑法犯検挙者数（人）	192,607	182,582	175,041	169,409
刑法犯再犯者数（人）	93,967	89,667	85,032	81,183
刑法犯再犯者率（％）	48.8	49.1	48.6	47.9



（岩手県警察本部資料）

施策の展開

1 就労・住居の確保

(1) 就労の場の確保

《現状と課題》

不安定な就労が再犯リスクとなっており、再犯防止のためには、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要となっています。

【具体的な取組】

生活困窮者自立支援事業による自立相談支援、就労準備支援及び障害福祉サービス事業所等との連携による障がい者への就労支援、シルバー人材センターとの連携による高齢者への就労支援など関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

(2) 住居の確保

《現状と課題》

刑務所へ再入所した者については、前回出所時に適当な帰住先がないまま出所し、不安定な状況で生活する中で再犯に至っているケースがあります。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止を図るためにも重要な要素となっています。

【具体的な取組】

住宅に困窮する低所得者等に対して市営住宅を提供することで、住居確保を支援します。また、高齢者や障がいのある人が、安心して生活ができるよう介護施設や共同生活援助についての相談や情報提供を行います。

2 福祉サービス等の利用促進

(1) 高齢者、障がい者等への支援

《現状と課題》

高齢者（65 歳以上）が、刑務所を出所した後2年以内に再入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短い場合が多くなっています。

【具体的な取組】

民生委員・児童委員を通じて、地域住民の生活上の困りごと等の相談を聞き取るとともに、必要な福祉サービス窓口へつなげます。また、経済的に困窮する市民に対し、生活保護法に基づく支援を行うなど必要な福祉サービスを行うことにより自立に向けた支援を行います。

(2) 包括的支援体制の整備

《現状と課題》

犯罪をした者等は、困窮、住居、障がい、高齢、社会的孤立など複合的な課題を有している場合が多く、再犯防止のためには、各分野の専門機関が連携して支援していく必要があります。

【具体的な取組】

出所した者が地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況に応じた保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげられるよう関係機関等と連携し、包括的な支援を行います。

3 非行防止の促進

(1) 学校や地域と連携した非行防止の促進

《現状と課題》

全国では、中学校卒業後ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の約30%が高等学校に進学しておらず、また、高等学校を中退する者も多い状況になっています。このような中で、学校や地域における非行の未然防止への取組、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援等を行っていく必要があります。

【具体的な取組】

学校をはじめ地域の関係機関や団体と連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動に取り組むとともに、スクールカウンセラー等による児童・生徒のカウンセリングや教職員への助言、保護者との面談等を行うことにより不登校や非行の未然防止に努めます。

(2) 子どもの居場所づくりの推進

《現状と課題》

社会における適当な居場所や公的な支援へのつながりといった課題を抱える非行少年等が、退学等により社会での適当な居場所を失い、必要な支援からも遠のくことがないように関係機関等が連携して対応する必要があります。

【具体的な取組】

適応支援教室において、学校へ行けない、又は行きにくさを感じている児童生徒を対象に勉強やスポーツなどの学習支援を行います。また、放課後の適切な遊び場及び生活の場を確保し、健全な育成を図ります。

4 防犯・再犯防止の推進

《現状と課題》

再犯防止等の取組は、保護司、更生保護女性の会、防犯協会などの民間協力者の協力により支えられており、再犯防止等に関する施策を推進する上で重要な存在となっています。しかしながら、民間協力者の高齢化や担い手不足により、活動を行うための人員、体制の確保が困難な状況となっており、地域住民に対する活動内容の広報・啓発活動などが必要となっています。

【具体的な取組】

市広報やホームページを活用して、再犯防止の重要性や更生保護団体の活動を周知し、市民の理解の促進に努めます。また、保護司、更生保護女性の会、防犯協会などの民間協力者の活動に協力するとともに、人材の確保を支援します。

推進体制

1 関係機関・団体等との連携・協力

計画の推進にあたっては、国、県、警察、気仙地区保護司会、更生保護女性の会等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

2 取組状況の確認と社会情勢の変化への対応

計画に記載した各施策については、定期的に確認を行うとともに、今後も再犯防止を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな国の政策の展開等の情報収集を行い、関連施策等について、必要に応じて見直しを行います。

陸前高田市再犯防止推進計画

令和〇年〇月

発行 陸前高田市

編集 陸前高田市福祉部福祉課

〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL 0192-54-2111 FAX 0192-55-6118

E-mail fukushi@city.rikuzentakata.iwate.jp